

第 7 号議案

亀岡市上下水道事業経営審議会条例の 一部を改正する条例の制定について

亀岡市上下水道事業経営審議会条例（平成 1 1 年亀岡市条例第 4 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市上下水道事業経営審議会条例の 一部を改正する条例

亀岡市上下水道事業経営審議会条例（平成 1 1 年亀岡市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方公営企業法全部適用事業」を「上下水道事業（水道事業及び下水道事業（亀岡市地域下水道条例（平成 1 3 年亀岡市条例第 1 8 号）第 2 条に規定する地域下水道に係る事業を含む。）をいう。以下同じ。））」に改める。

第 2 条中「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。））」に、「上水道事業及び公共下水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第 3 条第 1 項中「2 2 人」を「1 5 人」に改め、同条第 2 項中「管理者」を「市長」に改める。

第 4 条第 1 項及び第 8 条中「管理者」を「市長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市上下水道事業経営審議会条例
の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の調査及び審議の対象とする事業に、地域下水道事業を加えること。
- 2 審議会の委員を、15人以内とすること。
- 3 その他所要の規定整備を図ること。
- 4 この条例は、公布の日から施行すること。